

京都市教育委員会告示第2号

京都市文化財保護条例第41条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる文化財を京都市登録有形文化財として登録したので、同条第6項の規定により告示します。

平成16年4月1日

京都市教育委員会

京都市登録有形文化財

1 美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
工芸品	阿弥衣	1領	長楽寺	京都市東山区円山町626番地

(文化市民局文化部文化財保護課)